

第2章 施策の推進

島根県環境基本条例第9条では、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっての指針として、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない、と規定しています。

- 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、良好な景観の形成その他の潤いと安らぎのある生活空間の形成が図られること。

この章では、第1章で掲げた7つの目標ごとに、上述の指針に沿って策定・実施する22の施策を基本施策と位置付け、さらにその基本施策の下により具体的な60の施策を置き体系化しています。この60の施策の内、特に対応を急がなければならない施策、本県の特徴をいかした島根らしさを発揮する施策、県民、事業者、NPO等が主体的に参加することを促進し、その効果が期待される施策を「**重点施策**」と位置付け、計画期間中に重点的に推進をはかることとします。

基本施策ごとに次の「現況と課題」「施策目標」「施策展開」「環境指標」「私たちにできること」を示します。

構成項目	内容
現況と課題	本県における基本施策に関連する現況や課題を示しています。必要に応じて図表等を挿入しています。
施策目標	基本施策を実施することにより目指す各主体（県民・事業者・NPO等・行政）共通の目標です。
県の施策展開	基本施策において、県が実施する具体的な取組です。 (7つの重点施策を含む)
環境指標	基本施策の進捗状況を包括的に示す値です。これにより、各施策を評価し、進行管理します。 なお、本計画の指標は、総合発展計画または関連する個別計画の目標年度及び目標値と整合させていますので、★印箇所については、これらの計画の見直しに伴い本計画の指標も見直します。
私たちにできること	施策目標の実現を目指して、私たちが環境に与える負荷を軽減するため、各主体（県民・事業者・NPO等・行政）が日常生活や産業経済活動等において実践することが望ましい取組の例を示しています。

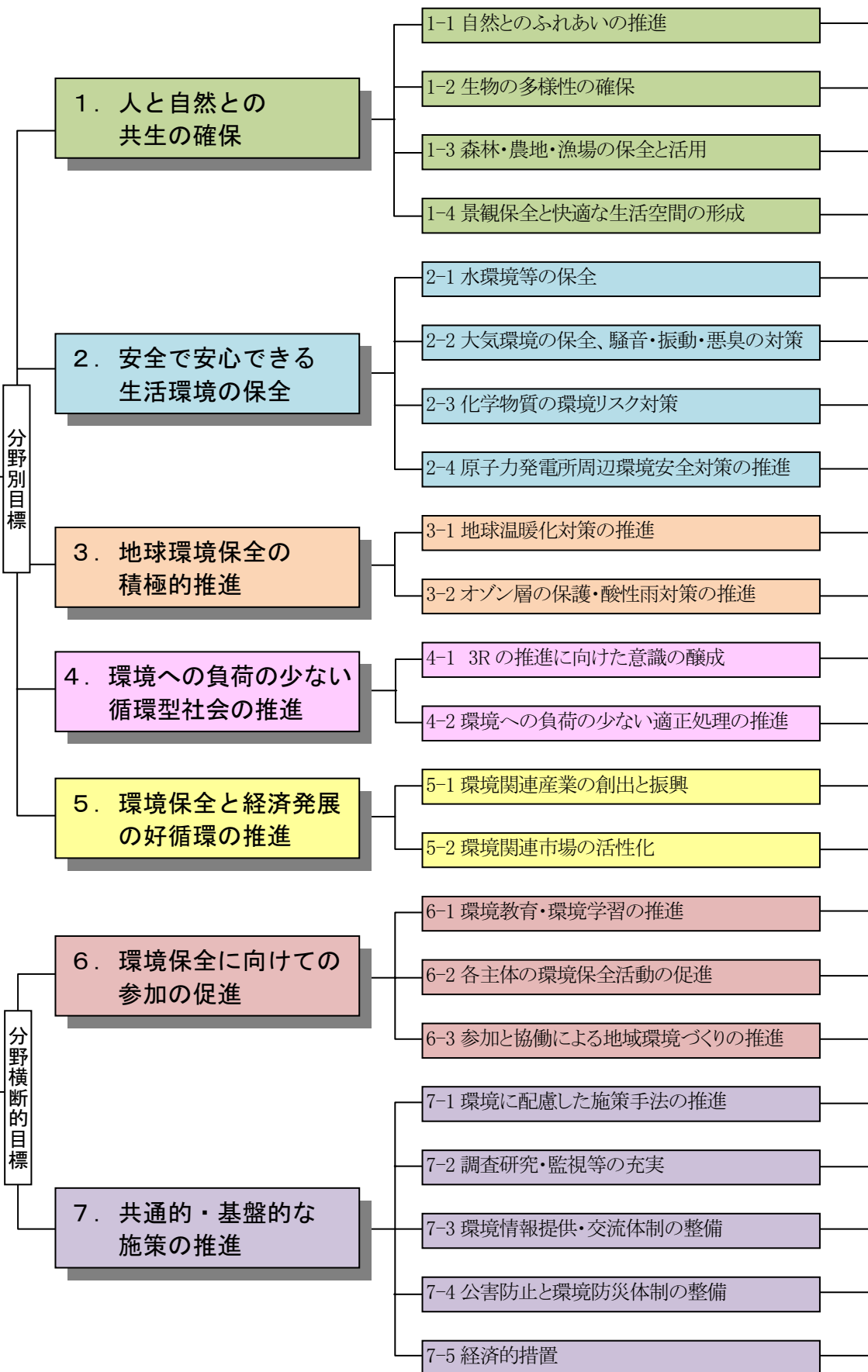
環境の保全に関する施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する活力ある島根をめざして



【県の施策展開】

(太字は重点施策)

1-1-1.優れた自然の保全

1-1-2.自然とのふれあいの増進

1-1-3.自然環境の観光資源としての活用

1-1-4.環境に配慮した工事の推進

1-2-1.野生動植物の保護と管理

1-2-2.ラムサール条約登録湿地の保全と活用

1-3-1.森林・農地・漁場環境の保全

1-3-2.森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

1-4-1.水辺と緑の保全と創出

1-4-2.良好な景観の保全と形成

1-4-3.歴史的・文化的環境の保全

2-1-1.流域単位での総合的な水環境保全対策の推進

2-1-2.住民・事業者が自ら実施する水環境保全対策の推進

2-1-3.工場・事業場排水対策の推進

2-1-4.土壌汚染対策の推進

2-1-5.地下水汚染対策の推進

2-2-1.工場・事業場対策の推進

2-2-2.自動車排出ガス対策の推進

2-2-3.アスベスト対策の推進

2-2-4.騒音・振動防止対策の推進

2-2-5.悪臭防止対策の推進

2-3-1.化学物質の適正管理

2-3-2.ダイオキシン類対策

2-4-1.安全協定の厳格な運用

2-4-2.原子力広報の充実による県民理解の向上

3-1-1.温室効果ガス削減対策の見える化

3-1-2.「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として地球温暖化対策を全县で展開

3-1-3.森林資源の積極的な活用による森林循環の促進

3-1-4.しまねの地域特性を活かした新エネルギーの導入促進

3-1-5.地球温暖化対策と経済発展の両立による産業振興と地域の活性化

3-2-1.オゾン層保護のためのフロン対策の推進

3-2-2.酸性雨の環境影響調査と共同調査研究等国際協力の推進

4-1-1.3Rの推進に向けた意識の醸成

4-2-1.環境への負荷の少ない適正処理の推進

5-1-1.環境関連産業の研究開発・事業化の促進

5-1-2.新分野参入への支援

5-1-3.環境関連産業の誘致

5-1-4.地域資源を活用した環境関連産業の振興

5-1-5.環境配慮型経営・サービスの促進

5-2-1.環境関連市場の活性化、消費者の意識啓発

6-1-1.環境教育・環境学習の推進

6-2-1.県の環境保全に向けた取組の率先実行

6-2-2.市町村による環境保全施策の推進

6-2-3.事業者の環境保全活動の促進

6-2-4.県民、NPO 法人、民間団体の環境保全活動の促進

6-3-1.地域環境保全活動の推進

6-3-2.ネットワークによる地域環境づくり

7-1-1.適正な土地利用の推進

7-1-2.戦略的環境アセスメント手法の導入の検討

7-1-3.環境影響評価制度の適正な運用

7-1-4.条例等の見直し、充実

7-2-1.調査研究の充実

7-2-2.モニタリングの推進

7-3-1.環境情報の充実

7-4-1.公害発生の未然防止

7-4-2.公害苦情・紛争の適正処理

7-4-3.健康被害の救済・予防

7-4-4.速やかに対応できる体制の整備

7-5-1.環境保全に関する助成措置の推進